

平成28年（措）第7号

排 除 措 置 命 令 書

東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル  
コールマンジャパン株式会社  
同代表者 代表取締役 中 里 豊

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 コールマンジャパン株式会社（以下「コールマンジャパン」という。）は、次の事項を取締役会において決議しなければならない。
  - (1) コールマンのキャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売（以下「インターネット販売」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、次の販売ルールに従って販売するようにさせる行為を行っていないことを確認すること。
    - ア コールマンジャパンがコールマンのキャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。
    - イ 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパンが指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。
  - (2) 今後、コールマンのキャンプ用品の販売に関し、前記(1)の行為と同様の行為を行わないこと。

- 2 コールマンジャパンは、前項に基づいて採った措置を、取引先卸売業者及び小売業者に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 コールマンジャパンは、今後、コールマンのキャンプ用品の販売に関し、第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。
- 4 コールマンジャパンは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
  - (1) 卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成
  - (2) 卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、コールマンのキャンプ用品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- 5 コールマンジャパンは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人の概要

ア コールマンジャパンは、肩書地に本店を置き、キャンプ用品等の輸入業、販売業等を営む者である。

イ コールマンジャパンは、国内外のキャンプ用品製造業者にコールマンの

キャンプ用品の製造を委託するとともに、アメリカ合衆国所在のザ・コールマン・カンパニー・インクからコールマンのキャンプ用品を輸入するなどして、コールマンのキャンプ用品を直営店舗等において直接一般消費者に販売するほか、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売していた。

(2) コールマンのキャンプ用品の販売方法等

ア コールマンジャパンは、1月から12月までの1年間を1シーズンとして、シーズンごとに販売する商品を設定して、コールマンのキャンプ用品を販売していた。

イ コールマンジャパンは、毎年9月頃から年末頃にかけて、取引先小売業者及び取引先卸売業者ごとに翌シーズンに販売するコールマンのキャンプ用品について商談を行い、コールマンのキャンプ用品ごとの納入価格等を決めていた。また、当該卸売業者は、コールマンジャパンとの商談後、小売業者ごとに翌シーズンに販売するコールマンのキャンプ用品について商談を行い、コールマンのキャンプ用品ごとの納入価格等を決めていた。

ウ コールマンジャパンは、シーズンごとに、「参考価格」等と称するコールマンのキャンプ用品ごとの希望小売価格（以下「参考価格」という。）を定めていた。

エ コールマンのキャンプ用品は、キャンプ用品の中でも一般消費者の認知度が高く、人気があり、一般消費者の中にはコールマンのキャンプ用品を指名して購入する者が多いことから、キャンプ用品を販売する小売業者にとって、品ぞろえに加えておくことが不可欠な商品となっていた。

2 小売業者の販売価格の自由な決定の拘束

(1) コールマンジャパンは、コールマンのキャンプ用品について、遅くとも平成22年以降、毎年8月頃に、翌シーズンに小売業者が実店舗における販売又はインターネット販売を行うに当たっての販売ルール（以下「販売ルール」という。）を次のとおり定めていた。

ア 販売価格は、コールマンのキャンプ用品ごとに、参考価格からおおむね10パーセント引き以内でコールマンジャパンが定める下限の価格以上の価格とすること。

イ 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合

又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパンが指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。

- (2) コールマンジャパンは、コールマンのキャンプ用品について、小売業者に販売ルールに従って販売させるという方針の下

ア(ア) 取引先小売業者と翌シーズンの取引について商談を行うに当たり、当該小売業者に対し、コールマンのキャンプ用品ごとの当該シーズンの納入価格及び参考価格とともに、「提案売価」等と称するコールマンジャパンが定めた下限の価格（以下「提案売価」という。）を記載した見積書を提示するなどして、販売ルールに従って販売するよう要請し

- (イ) 取引先卸売業者が当該卸売業者からコールマンのキャンプ用品を購入している小売業者と翌シーズンの取引について商談を行うに当たり、当該小売業者に対し、当該卸売業者をして、コールマンのキャンプ用品ごとの当該シーズンの参考価格及び提案売価を記載した見積書を提示させるなどして、販売ルールに従って販売するよう要請させ

イ 新たにコールマンのキャンプ用品の取引を希望する小売業者に対し、取引開始に当たり、自ら又は取引先卸売業者を通じて、販売ルールに従って販売するよう要請し

コールマンジャパンが他の小売業者にも販売ルールに従って販売させることを前提に、取引先小売業者から販売ルールに従って販売する旨の同意を得るとともに、取引先卸売業者をして、当該卸売業者からコールマンのキャンプ用品を購入している小売業者から販売ルールに従って販売する旨の同意を得させていた。

### 3 実施状況等

- (1) コールマンジャパンは、自らの調査又は他の小売業者からの苦情等により、販売ルールに従ってコールマンのキャンプ用品を販売する旨を同意した小売業者が、販売ルールを逸脱してコールマンのキャンプ用品を販売していることが判明した場合には、当該小売業者に対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、販売ルールに従って販売するよう要請を続けるなどして、販売ルールに従って販売させていた。

- (2) 前記(1)のほか、コールマンジャパンは、インターネット販売において複数

の小売業者が、相互に値下げを行うことにより販売ルールを逸脱して提案売価を下回る価格でコールマンのキャンプ用品を販売していた場合には、当該小売業者に対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、期限を定めて一斉に販売価格を提案売価以上の価格まで引き上げるよう要請し、当該小売業者に提案売価以上の価格で販売させていた。

- (3) コールマンジャパンの前記2の行為により、平成23年1月以降、小売業者は、コールマンのキャンプ用品について、おおむね販売ルールに従って販売していた。

#### 4 前記2の拘束の消滅

平成27年3月17日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、コールマンジャパンは、前記3(1)及び(2)の行為を行っていないことから、前記2の拘束は事実上消滅しているものと認められる。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、コールマンジャパンは、コールマンのキャンプ用品の販売に関し、取引先小売業者にコールマンのキャンプ用品を販売ルールに従って販売するようにさせ、取引先卸売業者をして小売業者にコールマンのキャンプ用品を販売ルールに従って販売するようにさせていたものであり、これは、コールマンジャパンが、正当な理由がないのに、取引先小売業者に対し、当該小売業者の販売価格の自由な決定を拘束する条件を付けてコールマンのキャンプ用品を供給し、取引先卸売業者に対し、当該卸売業者をして小売業者の販売価格の自由な決定を拘束させる条件を付けてコールマンのキャンプ用品を供給していたものであって、独占禁止法第2条第9項第4号イ及びロに該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、コールマンジャパンは、独占禁止法第20条第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、コールマンジャパンに対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成28年6月15日

公正取引委員会

委員長 杉本 和行

委員 小田切 宏之

委員 幕田 英雄

委員 山本 和史

委員 三村 晶子

別紙

番号	用語	定義
1	キャンプ用品	テント，タープ，シュラフ，照明器具，調理器具，燃料，テーブル，チェア，クーラー，ジャグ等，主としてキャンプで用いる商品
2	コールマンのキャンプ用品	コールマンジャパンが販売する「Coleman」の商標が付されたキャンプ用品